

[事案 2021-55] 入院給付金支払請求

・令和4年2月16日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前に発症していたことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性下痢症・過敏性腸症候群により9月に入院したため、同年5月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、責任開始期前に発症していたことを理由に、入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)10年以上前から病院にかかったことはなく、過敏性腸症候群に罹患していたり、下痢が持続していたりする事実はない。また、本入院後は治癒に近い状態であり、過去の下痢も完治しているので、過去の下痢が本入院まで続いていることもない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)主治医の医療証明書には、過敏性腸症候群の発病時期の記載があり、その判断根拠として、「3年位前から下痢が持続」とされている。
- (2)本契約の約款では、給付金の支払要件を「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院をしたとき」と定めている。本入院にかかる申立人の疾病（過敏性腸症候群）は、責任開始期前に発症しているため、入院給付金は支払対象外である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。